

## 大阪府監査委員告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和5年8月31日

大阪府監査委員	岸本	佳浩
同	高橋	明男
同	中島	賢
同	中務	裕之
同	鈴木	一水

監査の結果に基づき講じた措置  
別紙のとおり